

平成21年度歯科保健推進協議会議事録

1 日時 平成21年11月12日(木)午後1時30分～午後3時5分

2 場所 県庁7階 保健福祉部会議室

3 出席者 出席者名簿順

(出席委員)小関委員,山本委員,大内委員,小田委員,奥谷委員,横山委員,
米山委員

(欠席委員)齋藤委員,長谷川委員,高橋委員,鈴木委員,木村委員

(事務局)本木保健福祉部次長,南條健康推進課長,亀山副参事兼課長補佐(総括),
布田課長補佐(班長),子ども家庭課佐藤技術主幹,スポーツ健康課千葉主任主査
八巻主任主査,高橋主査

4 議事

司会者 ただ今から、「平成21年度宮城県歯科保健推進協議会」を開催いたします。開会にあたりまして、保健福祉部の本木次長より御挨拶申し上げます。

本木次長 本日は、大変お忙しい中、この会議に御出席いただきましてありがとうございます。

この協議会は年1回の開催でございますが、県の歯科保健に関して唯一の会議でございます。非常に貴重な会と考えております。まずはお礼申し上げます。

また、皆様より各種事業の推進にあたりまして日ごろからご協力いただいていることに感謝申し上げます。

おかげ様で各ライフステージにおいて各種事業を実施した結果、改善傾向にはあります。ただ、プラン、構想に定めた目標の達成というところでは、まだまだ開きがある状況でございますので、今後もいろいろな課題を解消しなければなりませんし、より実効性の上がる施策を進めなければならないと考えております。

今後とも皆様のご協力をいただきながら、事業の方を進めたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

本日の会議の内容としては、本年度の事業の実施状況を報告いたしますが、主眼は来年度の事業の推進というところでございます。8020運動推進検討会でご検討いただいた事業を基に、皆さんからご助言いただきたいということが本日の主目的でございます。ただ、新政権で事業仕分けというものが昨日から始まりましたが、8020運動推進特別事業という歯科保健にとって大事な補助事業が俎上に上がっており、不安な気持ちを抱えインターネットなどで状況を伺っておりました。今日現在ではまだ議論も始まっていないようですが、非常にバサッと切っているような状況でして、ちょっと逆行だなと感じております。そういうことで前提となる国庫補助が崩れる可能性も無いわけでもないのですが、それを前提に議論しても仕方ありませんので、まずは今までご検討いただいたものを中心に議論を進めていただきたいと思います。また、それを受け有効な事業を進めていけたらと考えております。

限られた審議時間ではございますが、よろしく御審議いただきますよう、お願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

司会者 出席者の紹介、県の紹介(班長以上) 略

なお、本日の会議には、委員12名中7名のご出席をいただいております。委員の半数以上の

ご出席をいただいておりますので、歯科保健推進員協議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の会議は情報公開条例第19条の規定に基づき、公開することになっておりますので、御了承願います。

続きまして、次第3の「会長及び副会長の選出」についてでございますが、歯科保健推進協議会条例第3条の規定に基づき、委員の互選により選出していただくことになっております。

会長、副会長の選出について、どなたかご意見、ご推薦などございませんでしょうか。

奥谷委員 前回と同じく、会長を小関委員に、副会長を山本委員にお願いできればと思います。
司会者 ただ今、会長に小関委員、副会長に山本委員との御発言がございましたが、いかがでしょうか。
委員 異議なし
司会者 それでは、本協議会の会長を小関委員に、副会長を山本委員にお願いすることと致します。小関会長、山本副会長、お席の方へお移りいただきたいと存じます。

司会者 会議次第に従いまして引き続き議事を進行したいと思いますが、本協議会条例第4条に基づきまして、これからの進行につきましては、小関会長にお願いいたします。小関会長、よろしく願いいたします。

小関会長 皆様今日はお集まりいただきありがとうございます。本当に予算がわからない状況になっておりますが、それよりも何よりも足元を見つめれば、やはり宮城県の健康をいかに高めていくかというところになると思いますので、予算の話は置いておきまして、しっかりとした施策を実現できるように、この会議を進めていきたいと思っております。それでは、本日の議事次第に従い、早速、議事に入らせていただきます。それでは報告事項の「平成21年度歯科保健事業について」に関して、事務局より説明願います。

事務局 それでは平成21年度歯科保健事業について説明いたします。資料1をご覧ください。
宮城県の歯科保健事業については、平成18年度に改訂された歯科保健構想に基づき行われております。従いまして、今回の資料では歯科保健構想における対策もセットで記載させていただいております。まず、乳幼児期の対策ですが、歯科保健構想については、枠内に記載の7つの事業に取り組むこととしております。

具体的な事業について順に説明してまいりますと、まず フッ化物集団塗布モデル事業です。これは平成19年度からの事業ですが、目的としては記載の二つ、保護者に乳幼児期からの歯と口の健康づくりの必要性の啓発と、乳幼児歯科保健対策の事業モデルを県が提供することで、市町村の乳幼児歯科保健対策の取り組みを促進することです。内容としてはフッ化物塗布を実施していない市町村において、県保健所が主体となって乳幼児にフッ化物の歯面塗布を実施し、併せて保護者への健康教育を実施します。この事業は2ヵ年継続して行うこととしており、平成21年度実施市町村については、平成20年度からの継続分が七ヶ宿町、南三陸町の2町で、平成21年度からの実施分が松島町と、新たに亶理町においても実施する予定ということで今後調整が進められることとなっております。

次に 乳幼児歯科保健推進者養成研修です。これは平成17年度から引き続き行っている事業で、地域で子育て支援に従事する職員を対象に、乳幼児の歯科保健に対する知識・支援技術等について、より専門的な研修を行い、地域で取り組みの推進や連携の要となる者を養成することを目的として東北大学大学院歯学研究科に委託させていただいております。対象は市町村保健師、栄養士、保育士、非常勤歯科衛生士等で今年度は2回開催となっておりますが、既に8月に実施済みとなっております。

次に 乳幼児食生活実態調査です。こちらは平成21年度の単年度事業で、目的としては食生活上の問題が歯の状態にどのように影響を与えるかを把握し、栄養・食生活を通じた歯科保健活動の推進を図るということで、こちら東北大学に委託させていただいております。事業内容としては、県内8市町村でアンケート調査を実施し、アンケートの結果から食生活上の問題点の地域差等を検証することで、調査結果を来年度以降の歯科保健事業の推進に有効に活用していきたいと考えております。

次に おやこ歯みがき教室で、この事業は平成17年度からの継続事業となっております。目的としては主に母親となりますが、保護者に乳幼児期からの歯と口の健康づくりの大切さを啓発し、また、かかりつけ歯科医の普及促進を図ることを目的に県内2箇所で行って子育て世代の親睦の機会・場所を設け、その中で乳幼児の歯と口の健康管理に関する相談や情報提供、歯みがき指導などケアの実演を実施することとしております。こちらの事業については、宮城県歯科衛生士会に委託させていただいております。

次に 歯つらつファミリーコンクールの実施ですが、これは普及啓発を目的としておりまして、県と歯科医師会の共催でコンクールを実施して、10月3日に開催されました歯科保健大会において母と子の部、ファミリーの部に分けて優秀者に対し表彰を行っております。

次に 妊娠中からの歯科保健事業です。これは子ども家庭課で所管している事業ですが、目的としては妊娠中からわが子の歯科保健についての関心を高め、乳幼児及び妊婦自身の歯科保健を推進することを目的にしています。妊娠中は様々な原因で歯と口の健康状況が悪化する傾向にありますので、この事業は乳幼児のほか妊婦自身もターゲットにしております。具体的には歯科医師会に委託のうえ、実施希望の市町村において妊婦歯科健診、歯科の講演を行い、また県内全域を対象にポスター作成、配布など歯科保健に関する広報も実施する予定としております。

次に学齢期の対策となります。歯科保健構想における対策としては枠内の二つの項目に取り組むこととしております。

まず、 児童・生徒を対象とした体験学習です。こちらはできるだけ早い時期から歯と口の健康づくりの大切さに対する理解を促進することを目的に宮城県歯科医師会に委託して、県内の小・中学校の児童、生徒を対象としてブラッシング指導をはじめ、口腔内カメラ、顕微鏡、ビデオ上映等を活用した健康教育を行うこととしております。今年度は20校で実施予定となっております。

次に 学校歯科保健推進者養成講習会です。 の児童・生徒を対象とした体験学習は、児童、生徒を対象とした講習会ですが、こちらの事業は教職員の資質向上を目的としております。こちら歯科医師会に委託させていただき、講習会を開催する予定となっております。

次は成人期の対策です。歯科保健構想における対策としてはご覧の三つを掲げています。

まずは、 お口の健康相談ですが、こちらは歯と口の健康づくりの様々な相談に対応するため

歯科医師会に委託して相談窓口を毎月1回年間12回設置していただいております。

次に 県民公開講座です。こちらは普及啓発を目的として県内各地域において一般県民向けの講演会を開催しているものでして、今年度は計5回の開催を歯科医師会に委託しております。5回のうち3回は今月中に仙台、角田、気仙沼地域で開催予定となっております。

次に 歯科保健推進員養成講座ですが、こちらは地域や企業で歯科保健の啓発活動等に貢献する推進役を養成することを目的に6週間にわたり全6回シリーズの講習会を開催しております。こちら歯科医師会に委託させていただいており、既に今年度分の講習も半分程度終了しております。

次に高齢期・障がい児（者）の対策です。歯科保健構想における対策では高齢期、障がい児または障がい者の対策としてそれぞれ三つずつ項目を掲げています。

具体的な事業としては、まず 要介護者の口腔ケア研修会ですが、こちらの研修会は、要介護高齢者、障がい者の歯と口の健康保持の向上を図ることを目的として、ヘルパーや施設職員等を対象に口腔ケアに関する研修会を開催しているものです。こちらの研修会も歯科医師会に委託させていただき、今年度中に3回実施する予定となっております。

次に 地域歯科保健体制推進整備事業です。こちらは歯科携帯ユニットの整備を促進することにより移動困難者に対する訪問診療や災害時における応急処置等の歯科保健医療体制の充実を図ることを目的に平成19年度から平成21年度までの3ヵ年で実施している事業です。地区歯科医師会の方で歯科携帯ユニットを整備する場合にその整備費用の1/2を県が補助する仕組みです。平成21年度は、角田歯科医師会、柴田郡歯科医師会、社団法人石巻歯科医師会の三つの地区で歯科携帯ユニットを整備することとなっており、今年度で、全県での整備が完了することとなります。

最後に歯科保健事業の検討・助言体制となりますが、歯科保健事業の検討や助言を受けるために次の三つの体制を設けております。まずは、宮城県歯科保健推進協議会です。こちらは本日の会議となりますが、歯科保健に関する重要事項等の審議のため条例によって設けられております。

次に みやぎ8020運動推進検討会です。こちらは国庫補助事業であります8020運動推進特別事業に関する事業の円滑な推進を図ることを目的に検討会が設置されております。今年度については、主に平成22年度の8020運動推進特別事業の検討のため、7月30日と9月24日の2回開催させていただいております。

最後に、歯科保健推進アドバイザーとなりますが、こちらは今年度よりも設けさせていただいた制度として、歯科保健事業に関する様々な分野において専門的な知識などをお持ちいただいている先生方を5名指名させていただき、県の歯科保健事業の実施に関し、指導・助言を随時いただける体制を作らせていただきました。今年度も既に何人かの先生に歯科保健事業の推進に関してアドバイスを頂戴しているところでございます。

以上で、平成21年度歯科保健事業についての説明を終わらせていただきます。

小関会長 ただ今の報告事項につきまして質問事項等ございますでしょうか。

今報告いただいた事項については既に実施して、進行している内容ですので、実施なさっている主体の皆さんも特に大きな問題もなく進行しているということによろしいでしょうか。

大内委員、奥谷委員 特にない旨回答

- 小田委員 いろいろな事業を実施なさっていることはよくわかりますが、例えば乳幼児フッ化物集団塗布モデル事業については、毎年2、3か所ずつ実施しているようですが、どうも広くなりません。いつも2か所くらいずつ実施していて、また次の年2か所実施してと、なかなか普及していないような感じがしますが、その理由を知りたいと思います。また、宮城県医師会もそうなのですが、いろいろな教室の開催や事業の企画をしておりますが、参加者がどれくらいいるのかということも教えてもらいたいと思います。
- 小関会長 それでは、最初のフッ化物の集団塗布モデル事業については、これは県の方でもかなり苦労していて、全ての市町村での実施という目標値を達成しようとして頑張っているところであります。事務局より説明をお願いします。
- 八巻主任 フッ化物塗布の実施市町村の状況をお知らせさせていただきます。資料3の3ページにフッ化物塗布の実施市町村の推移という表をまとめているので、そちらをご覧くださいなのですが、確かにモデル事業の実施は単年度で見れば、ここ数年1～3市町の実施ということで進んでいます。モデル事業を実施したところについては、その後、市町村独自で実施するというような状況になっております。また、このモデル事業を使わず単独で実施するというような市町村もありまして、現在23の市町村にフッ化物塗布の事業を実施していただいております。なかなか普及しない理由については、市町村から事情をお伺いしますと、複数回塗布を実施するだけのマンパワー的なもの、物理的な条件が整わないというご意見だったり、あとは地元の歯科医師の先生方から協力を得て実施できるだろうかといった、そういった体制的な課題というものがクリアできなくて、まだ踏み切れない市町村もいくつかあります。また、食生活などの生活指導を中心にむし歯対策を進めてきたので、もう少しそちらの方で頑張っていきたいという考えで実施していない市町村もあるような状況です。
- 小関会長 県、大学、歯科医師会のそれぞれで平成22年度までに全ての市町村でフッ化物の塗布を進めるということで取り組んでいる状況ではありますが、なかなか現場の問題として進まないというのが現状というところであります。それともう一つ、各教室等の実施状況についてですが、大学の方で実施しました乳幼児歯科保健推進者養成研修については、これは市町村の保健師、栄養士、歯科衛生士などを対象に、8月に同じものを2回開催しております。トータルで89名でしたでしょうか、それぐらいの参加者がおりまして、歯科健診の進め方などについての講習会を開催しました。その他の事業については、各実施主体より説明をお願いします。
- 奥谷委員 おやこ歯みがき教室に関しては、計2回ですが、栗原市と大衡村で開催させていただいております。大衡村から健康まつりの時に是非おやこ歯みがき教室を実施していただきたいとの要望があり、親子30組限定で実施させていただいたので、人数としては60～70名の参加者だったと思います。栗原市からも健康まつりの際に実施して欲しいという申し込みがありましたが、たくさんの方がお出でになりましたので、ここは集団指導という形で5名から10名に分けて何回か実施しています。合計で120名ぐらいの参加があったと思います。
- 大内委員 資料1の2ページからとなります。歯つらつファミリーコンクールは、6月に募集をかけておりまして10月の歯科保健大会で表彰しましたが、母と子の部は90組程度、ファミリーの部の方は20組程度の応募がありました。そこから表彰者を選定していく形となります。次の妊娠からの歯科保健事業については、まだ途中で、実施していないところもありますので、数字的なものは集計中となります。児童・生徒を対象とした体験学習については、歯科医師会の学校歯科の方で担当しておりますが、平成19年度、平成20年度の参加延べ人数で見ますと500名～60

0名程の参加があります。学校歯科保健推進者養成講習会については、毎年15名程度の参加人数となっております。成人期の対策ですが、お口の健康相談については、毎月8の日に行っておりますが、これはほとんど月に1名~2名、多くても4,5名ぐらいの参加です。こちらは歯科医師会館の1階の口腔保健センターで行っていますが、そこで実施しているのは、1名~2名程度というのが現状です。県民公開講座は毎回30名ぐらいで、多くなると前回の歯科保健大会の県民公開講座の時は130名程度の参加がありました。歯科保健推進員養成講座については、本日も開催しておりますが、30名の定員に対して、26名の参加者で開催しております。要介護者の口腔ケア研修会については、今年度分はまだ実施しておりません。12月、1月の開催を予定しています。

小関会長 途中経過ということで各主体より説明いただきましたが、宮城県医師会で実施している事業と比較してどうでしょうか。

小田委員 宮城県医師会で実施しているものも、なかなか参加者が少ないというのが悩みの種で、内容自体はきちんとした企画を立てているのですが、どれも低調と言う感じは否めないというのが現状ではあります。

小関会長 歯科の方の事業も、もっとたくさん実施できれば、もっとたくさんの方に参加していただきたいという思いもありますが、ただいま説明したのが現状でございます。これに関しては平成22年度の事業の方で、どのように展開していくかということもありますので、報告事項はここで終わりにして、次の議題に移らせていただきます。それでは、協議事項の方に入らせていただきます。平成22年度の歯科保健事業(案)について、事務局より説明願います。

高橋主査 それでは、平成22年度歯科保健事業(案)について説明させていただきます。資料2をご覧ください。具体的な実施事業案を説明させていただく前に、宮城県の歯科保健の目標値及び現状について改めて説明させていただきます。宮城県の歯科保健事業につきましては県の総合的な健康増進計画であるみやぎ21健康プランと歯と口腔の健康のために策定した歯科保健構想のそれぞれで目標を設けております。まず、みやぎ21健康プランの目標値ですが、三つの目標を掲げており、一つ目としては、3歳児の一人平均むし歯本数の減少ということで、こちらは平成22年度までに1本以下にすることを目標としていますが、平成20年度の乳幼児歯科健診の結果では1.52本であり、目標までにはまだまだ届いていません。二つ目は、80歳で20本以上歯を保持する割合の増加で平成22年度までに20%以上にすることを目標としており、平成18年度の県民健康・栄養調査の結果ではこの年代の方のうち26.9%の方が20本以上の歯を持っているということでしたので、目標をクリアした形となっておりますが、引き続きこのような方を増やしていくような取り組みを進めていきたいと考えております。三つ目はかかりつけ歯科医を持つ方の割合の増加ですが、こちらは70%以上を目標としておりますが、現状は47.8%と目標までにはまだまだ開きがあります。その下に資料として3歳児一人平均むし歯本数の年次推移をまとめさせていただきましたが、表は全県と政令市である仙台市除き分の2段となっておりますが、下段の仙台市除きの順位の欄をご覧ください。()書きが全国順位ですが、平成12年度から平成16年度まで全国ワースト1という残念な状況となっております。むし歯本数自体は年々減少しているのですが、平成17年度以降も依然として全国的に見ると46位、45位と低い状況にあります。

次に改訂宮城県歯科保健構想の推進目標となりますが、こちらは21健康プランの目標を達成するためのより具体的な行動に関する目標となっております。一つ目は、乳幼児に対するフッ化

物の塗布を全市町村で実施することとしており、目標は平成22年度で100%ですが、現状は、35市町村中23市町での実施となりますので、全体の割合としては、65.7%となっております。二つ目は、成人・高齢者に対する歯周疾患検診を全市町村で実施するということになっており、こちらも先ほどのフッ化物塗布と同様に23/35市町村、実施割合は65.7%で全体の1/3程度が実施していない状況となっております。三つ目は定期的に歯科健康診査を受ける県民の割合を50%以上にするとしていますが、こちらも少し古いデータですが、平成17年度の時点で33.7%ということで1/3にしかならず、目標の1/2にはまだまだ届いておりません。ここで資料3をご覧ください。

資料3の歯科健診の実績及び年次推移等に関する資料ですが、先ほどから説明してまいりました本県の歯科保健の現状の部分について、詳しく説明させていただきます。まずは、1歳6ヶ月児歯科健康診査の実施状況となります。表とグラフがそれぞれセットとなっております。上段がむし歯有病者、つまり、むし歯のある者の割合の状況を示し、下段が1人平均むし歯本数の状況を示しております。グラフの方をご覧くださいなのですが、折れ線の上の方が宮城県の状況を、下の折れ線が全国平均を示しています。上段の有病者率、下段のむし歯本数とも減少傾向にあるものの、宮城県の数値としては全国平均までにまだ開きがあることが確認できるかと思えます。なお、平成20年度の全国の状況はまだ公表されておりませんので、今回は空欄としております。次のページの上半分は3歳児歯科健康診査の実施状況です。こちらも上の表及びグラフが有病者率、下段が平均むし歯本数ですが、先ほどの1歳6ヶ月児と同様に減少傾向にはあるものの、全国平均とはまだまだ開きがある状況となっております。こちらの表には全国順位も参考までに表示させていただいておりますが、いずれも40番台であり、全国的に見ても低い水準にあるという残念な結果となっております。一番下の表及びグラフについては、児童生徒の歯科健康診断の実施状況についての資料となります。こちらは12歳児の1人平均むし歯本数の年次推移をまとめた表でございます。下のグラフをご覧くださいなのですが、やはり12歳児の時点でも全国平均とは開きがあるという現状となっております。3ページは、フッ化物塗布の実施市町村を年度ごとにまとめた表でございます。先ほどもこちらの表をご覧くださいましたが、表の市町村で独自に実施している分、が県のモデル事業による実施を表します。表の下の方の合計欄をご覧ください。平成21年度は独自実施が20市町、モデル事業によるものが現時点で3町、合計で23市町、市町村に占める割合では65.7%という状況となっております。4ページは市町村における成人歯科保健事業の実施状況をまとめた表となっております。市町村では独自に歯科検診のほか健康教育、歯科相談などを行っており、実施している場合に を表示しています。一番下の合計欄をご覧ください。歯科検診の健増歯周検診となっている欄の合計ですが、23という数値が入っております。これは健康増進法に基づく歯周疾患検診の実施市町村数を表しております。平成21年度は23市町が歯周疾患検診を実施しており、その全市町村数に占める割合は65.7%となっております。また、合計欄の一番右の欄に受診率をまとめておりますが、これは健康増進法に基づく歯周疾患検診の受診率ですが、平成21年度の見込みの時点で10.5%となっており、10人に1人しか受診していないということで、この歯周疾患検診の受診率の向上も今後の課題の一つとなっているところです。それでは、再度資料2の2ページをご覧ください。

前置きが長くなりましたが、平成22年度歯科保健事業（案）について、説明を続けさせていただきます。平成22年度の事業案についても、先ほどの平成21年度と同様にライフステージ

ごとに説明させていただきます。なお、歯科保健構想の対策内容は先ほどのものと同じですので説明は省略させていただきます。

最初に乳幼児期の対策となります。具体的な事業から説明に入らせていただきますが、まずは乳幼児フッ化物集団塗布モデル事業ですが、これは継続事業でございます。平成21年度からの継続分は松島町、予定ではございますが亘理町の2町で実施します。また、10月に未実施市町村に来年度のモデル事業の実施の意向を確認したところ2市町から要望がありましたので、平成22年度からの新規実施分としては2市町で要望したいと考えております。

次の口腔機能育成者資質向上化事業から4、5歳児むし歯総合対策強化事業については、新規事業となりますので、若干詳しく説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。

資料2-1は、平成22年度の新規事業をまとめた資料でございます。まずは、一番上の口腔機能育成者資質向上化事業についてですが、目的としては、乳幼児定期健診等の際は限られた時間で保健指導を行うことが必要となりますので、短時間でも、より効果的なアドバイスができるよう保健師等による保健指導の質を向上させることを第一目的としております。保健指導の質を上げることによって、保護者の乳幼児期における歯科保健意識の向上と家庭での適切なケアの実践、かかりつけ歯科医による管理の普及促進を図ろうとするものです。実施方法としては東北大学大学院歯学研究科へ委託させていただくことを考えております。事業内容としては二つあり、一つは歯科保健指導マニュアルの作成で、効果的な保健指導の方法等をまとめてハンドブック化したいと考えております。もう一つは従事者講習会の開催で、今年度まで実施している乳幼児歯科保健推進者養成研修と同様に保健師、栄養士、歯科衛生士等を対象に歯科保健指導のステップアップのための講習会を開催したいと考えております。研修期間は1日間とし、年3回程度実施したいと考えております。

次の歯ピカピカママズカフェですが、こちらは平成21年度まで実施しているおやこ歯みがき教室をベースとして、フッ化物塗布などの新たな要素を追加したものであります。目的としては乳幼児の歯科保健水準の改善のため、保護者に対して重点的に乳幼児からの歯と口の健康管理について普及啓発することで、保護者の歯科保健意識の向上を図ろうとするものです。実施方法としては、おやこ歯みがき教室と同様に宮城県歯科衛生士会に委託させていただきたいと考えております。事業内容としては、むし歯罹患率の高い市町村4カ所程度で親子が集まる機会を設けたうえで、RDテストを活用したむし歯の危険度チェックや、歯みがき指導など歯科保健に関する指導、アドバイス、希望者へのフッ化物の塗布などの保健指導を実施したいと考えております。

次の4、5歳児むし歯総合対策強化事業についてですが、こちらは事業名称のとおり4歳、5歳児を対象とした事業として、この年代は乳幼児期と学齢期の挟間となるため、学齢期へ良好な歯科保健水準で移行するためには、この年代の対策を強化しなければならないと考えております。目的としては、保育士等の歯科保健に関する知識の向上を図ることで、幼稚園、保育所においてしっかりと歯科保健を管理していただくという歯科保健管理水準の向上と、保護者の歯科保健意識を高めることを目的に考えております。実施方法については、引き続き調整するような形となりますが、県と東北大学で役割分担して進めていければと考えております。事業内容は二つあり、まず一つ目は保育所、幼稚園の健康診査データの集約、データベースの構築です。現状でも保育所、幼稚園では歯科健康診査が実施されておりますが、県ではそのデータを把握しておりませんので、まずは県で歯科健診のデータ集約とどのような歯科健診が行われているかの実態把握を行いたいと考えております。二つ目は健診精度の標準化、歯科保健指導の質の向上に向けた講習会

を開催したいと考えており、その講習会の中でフッ素に関する知識の普及や、予防処置の勧奨、また、母子健康手帳の活用なども進めていきたいと考えております。母子健康手帳の活用については、現状では4歳、5歳児ぐらいになってしまうと母子健康手帳の歯科検診の欄もあまり使われていないような状況ですが、3歳以降も歯科健診の結果を書き込める欄がありますので、そちらを活用し、しっかりとした形で学齢期に引き継ぐというようなことを併せて進めていきたいと考えております。

ここで再度資料2の3ページにお戻りください。

乳幼児期の事業の続きとなりますが、歯つらつファミリーコンクールの実施と妊娠中からの歯科保健事業については、ともに平成21年度と同様に進めていきたいと考えております。

次に学齢期の対策となります。児童・生徒を対象とした体験学習についても、平成21年度と同様に進めていきたいと考えております。

次にの学校歯科保健推進者養成講習会については、一部事業を組み替えまして、従来から実施していた研修会に加え、情報交換や情報伝達の間としても活用していきたいと考えております。

次に成人期の対策ですが、お口の健康相談については、平成21年度と同様の事業内容となります。県民公開講座についても平成21年度と同様に進めてまいりたいと思います。次の歯科保健推進員養成講座については、講習会の内容を一部組み替えまして、従来は6週にわたり計6回参加する仕組みだったものを、より参加しやすい仕組みで、さらに受ける方のレベルによって内容を異なるものにするということも考えておりまして、基礎コースとして2日間、応用コースとして2日間と、一部組み替えて実施していきたいと考えております。

次の市町村成人歯科健診モデル事業については、新規事業となりますので、先ほどご覧いただいた資料2-1をご覧ください。成人期の新規事業として市町村成人歯科健診モデル事業を説明させていただきます。目的としては大きく二つあり、資料の3行目となりますが、まず一つ目は歯周疾患予防の必要性について普及啓発し、地域から歯科保健意識の向上を促すということです。もう一つは、その後ろの文章となりますが、市町村における歯周疾患検診等の成人歯科保健事業への取り組みの促進を図ろうというものです。実施方法としては、宮城県歯科医師会へ委託させていただくことを考えております。事業内容としては二つあり、一つ目は歯周病予防教室、歯周病相談の実施ですが、これは市町村で実施する特定健康診査や健康イベントと併せて歯周病予防教室、歯周病相談を実施し、普及啓発を図るということを考えております。二つ目は簡易なスクリーニング、保健指導の実施ということで、日本歯科医師会で作成されました「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」を活用し、簡易なスクリーニングおよび保健指導を実施することとしており、この二つをセットで計3箇所において実施することを想定しております。ここで資料2の4ページにお戻りください。

続いて高齢期・障がい児、障がい者の対策となります。まず要介護者の口腔ケア研修会については、平成21年度と同様に進めたいと考えております。市町村成人歯科健診モデル事業については、成人期の対策として先程説明したのですが、このライフステージの対策にもあてはまることから、こちらにも記載させていただいております。

次に歯科保健事業の検討・助言体制となりますが、宮城県歯科保健推進協議会については、平成22年度は歯科保健構想が最終年度となるため、平成23年度以降の構想に関して協議を行う必要があることから、従来1回の会議を、2回に増やしたいと考えております。みやぎ8020運動推進検討会については、平成21年度と同様に8020運動推進特別事業に関する検討

のほか、歯科保健構想の見直しに向けたワーキング部会としての検討も進めていきたいと考えております。の歯科保健推進アドバイザーについては、平成21年度と同様にアドバイザー制度を設けたいと考えております。

なお、最後に、こちらの資料への記載はありませんが、本県の歯科保健事業については、ほとんどが国の8020運動推進特別事業を財源として実施されております。この8020運動推進特別事業については、国が100%経費を補助するもので宮城県の持ち出し分は無いという事業で、平成12年度から継続されております。平成22年度の予算については、厚生労働省としては前年度並みの概算要求を行っているとのことでございましたが、最近になって状況変化がございました。先ほど本木次長からあいさつの中で触れていただきましたが、民主党に政権交代後、政府に行政刷新会議が設けられ、この中で事業仕分け作業と称して国の事業の見直しが進められております。対象事業は447事業となっておりますが、この仕分け対象事業の中に今回の8020運動推進特別事業も含まれている状況にあります。今回事業案として作成させていただいたものについては、8020運動推進特別事業が現状どおりの制度として継続されることを前提に検討し・作成したものととなっておりますので、今後の事業仕分けの判定結果及びそれを受けての財務省の査定の結果によっては、再度事業案の調整が必要となる事態も想定されますので、あらかじめご承知いただきたいと思っております。

以上で、平成22年度歯科保健事業（案）についての説明を終わらせていただきます。

- 小関会長 ただ今、説明がありましたが、もし、国の予算が措置されなかった場合は、この会議をもう一度開かなくてはならない状況になるのでしょうか。
- 南條課長 国の予算の状況がどうなるかで違ってくるかと思われませんが、今日の会議では事業の必要性などの観点からご助言いただきたいと思っています。それを受けましてこちらで再度検討させていただき、お手紙などで動向についてはお知らせすることになるかもしれませんが、再度お集まりいただくということは現時点では考えておりません。
- 山本副会長 歯科医師会では県からの予算が来なくても実施できるように毎年予算化しています。県ではそういったことはできないのでしょうか。本当に必要ならそれぐらいの意気込みは必要なのではないかと思われまして。というのは、昔は全部県で実施していた事業が8020運動推進特別事業という仕組みができたので、その8020事業の費用を使って実施されるようになったので、本来は県単独で実施すべきものと思われまして。その辺をもう少し理解いただけるとありがたいのですが。
- 本木次長 そういった状況も含めて検討しなければならないと思いますが、ただ、客観的に見て、財源がどこにも足りない状況であり、そのまま実施するというのは非常に難しいと思われまして。そのような場合は、重点化するという方向にならざるを得ないかと思いますが、国がどういった結論を出すかを見ないとなんとも言えない状況にありますので、その時点でご相談させていただきたいと思っております。
- 小関会長 わかりました。それでは今後の予算の状況がどうなるかは置いて、今日は今日の議題に集中していきたいと思っています。ただ今、平成22年度の事業案について説明がありましたが、全体に関してのご意見等がなければ、ライフステージ毎にご意見を頂戴していきたいと思っています。
- 小関会長 それでは、乳幼児期の対策について、継続・新規含めて6つ提案されておりますが、個別に聞いていくような形にしたいと思っています。まずは、乳幼児フッ化物集団塗布モデル事業であります。

こちらは平成21年度に引き続き実施していくということになりますが、フッ化物の塗布実施市町村は現状で2/3の市町村であり、現状では目標の100%を達成することは難しいけれど、少しでも目標に近づけていくということで実施する事業であります。県の目標である3歳児の平均むし歯本数を1本以下にするという目標値の達成のためにも進めていかなければならない事業だと思っております。

米山委員 今年の夏に「子どもを有害化学物質から守る会みやぎ」という団体から、フッ化物洗口については、大変危険なので反対であるという趣旨のチラシが送付されてきています。おそらく仙台市のほとんどの学校に届いていると思われま。学校以外のところにどれだけ届いているかは把握していませんが、このようなチラシが出回るとフッ化物についても、賛否両論あるというようなイメージが広まってしまわないかと思われま。ので、啓蒙活動についても力を入れていかなければならないのではないかと思います。

小関会長 その状況に関しては、宮城県下及び隣県までもそういったチラシが配布されたということを我々も把握しています。この時代にこのような活動が見られることは、我々の啓蒙活動がまだ足りなかったことと残念に思いま。我々の方は国際機関、国、日本歯科医師会などがフッ化物の応用は問題無いと宣言しておりますので、それを根拠として、心配している人には個別に丁寧に説明していくことで進めていきたいと考えていま。さらに、啓蒙活動はもっと進めていかなければなりませんので、その点に関しては、我々の方もいろいろな講習会等で進めていきたいと思いま。今後も新規事業の口腔機能育成者資質向上化事業の講習会でも広めていきま。し、歯ピカピカマズカフェの方でも情報は発信していただく予定になっています。また、4、5歳児むし歯総合対策強化事業の中でも啓蒙活動を行う予定になっています。そういった形でできるだけ広める取り組みを進めていきたいと考えていま。

山本副会長 今回、反対派の方々が問題にしているのはフッ化物の洗口ですが、宮城県では洗口については触れていません。それぞれの考え方もあると思うのですが、まずはフッ化物塗布を推進していくこととしていま。るので、その辺をご承知おきいただきたいと思いま。

小関会長 このフッ化物集団塗布モデル事業については、このような形でスタートし、できるだけ子どものお口の健康を推進していくという形で進めていきたいと思いま。

本木次長 せっかくの機会なのでご指導いただきたいのですが、県ではフッ化物の活用を大きな柱と考えて実施してきており、先ほど資料3の3ページのデータでお示したように、ここ4年ぐらいでだいぶフッ化物の塗布市町村も広まってきていま。お伺いしたいのは、フッ化物の効果というのをどのように評価したらよいのかという点ですが、例えば資料3の3ページのフッ化物塗布の状況がその右側にあるむし歯本数にどのように反映し、効果として表れるかということ。です。フッ化物塗布の効果の評価する場合、我々はむし歯本数で見るとしかないと考えていま。ますが、実際、効果というのはどのように見ていくべきなのでしょう。

小関会長 資料3の3ページにフッ化物塗布の状況と併せて3歳児の平均むし歯本数の状況がまとめられていま。こここの乳幼児には塗布事業に参加した子どもと参加しなかった子どもがいてと思われま。るので、それを分けて分析しないと単純な比較はできないと思われま。正確なフッ素の効果を出すには、市町村でフッ化物塗布への参加の実態を調査して、そのデータを集約しないと、本当のフッ化物塗布による効果はわからない状態になっています。ただ、モデル事業を実施したいくつかの市町村では、確実にむし歯本数が減ってきていま。データの方ありますでしょうか。

山本副会長 県で作成した資料で、市町村ごとのむし歯本数を経年的にまとめた表がありますが、モデル事業

を実施した市町村は明らかに減少傾向になっていることが数値的にわかります。今年フッ化物の塗布を実施したから来年すぐに改善するというものではなく、長いスパンで見なければならぬということになります。また、もう一つ目的にしているのは、小さい子どもにあれこれ指示しても理解できるわけありませんので、事業の対象は母親と考えております。母親への保健指導をしっかりとすることで、生活習慣もしっかりとしたものに改善してもらうことが最終的な目的と考えています。そうすることで、子どもも親も一緒に年をとっていきますが、二世代に渡ってむし歯の予防ができて行く、できて行ければありがたいということで進めています。ですから、昨年塗布したから、一昨年から塗布したからといって、すぐにその効果が急激に現れるものではなく、かなり経年的に見ていかなければならないということです。

本木次長 資料3の3ページで見ますと、村田町では平成18年度にモデル事業を実施し、その後平成19年度から独自実施になっていますが、平成18年度に平均むし歯本数が2.23本だったのが、平成20年度には1.14本まで減少しています。これはフッ化物塗布による効果が大きいと判断してよいのでしょうか。

山本副会長 顕著に現れている事例としては村田町があげられると思います。正直な話、なかなか効果として見えてこないところもありますが、ただ、悪くはなっていないと思います。フッ化物塗布の効果については、参加者数のパーセンテージや、地域的な問題などいろいろな要因もそこには入ってきます。

小関会長 統計学的に、フッ化物塗布を実施すれば、むし歯が1割～3割減ということが学術的なコンセンサスです。むし歯がゼロになるわけではありませんが、フッ化物の塗布をすることと同時に、むし歯予防の健康教育を受けたことにより、子どものむし歯予防をどうしたら良いかということに気付き、実践していくことの二つの相乗効果で改善していくということになります。したがって、取り組みをしっかりとやればやるほどむし歯本数は確実に下がるという形となるので、この事業は是非とも進めていきたいと考えています。

小田委員 この資料には全然お金の話が出ていないがどうしてでしょうか。この事業を行うにはどれくらいお金がかかるのかということを知りたいと思うのですが。

南條課長 総額としては1000万円程度であり、フッ化物集団塗布モデル事業については、総額で200万円程度を予定しています。

小田委員 いろいろな事業に取り組まれるのは良いのですが、総花的な感じを受けます。どこにポイントを絞るのがいいのかわかりませんが、それぞれに取り組んでいるけれども、効果としてはみんな薄いのではというような印象を受けます。

山本副会長 歯科保健構想に基づき各ライフステージごとに取り組みを進めています。

小田委員 何かに絞って実施するというのも必要ではないでしょうか。子どもの対策はもちろん大事だと思いますが、高齢期などのバランスはいかがでしょうか。

小関会長 歯科保健構想の目的は3歳児のむし歯の減少及び8020の達成ということで進めていますが、8020を達成しようとする、歯科保健は子どもからの積み上げとなりますので、全ての年代に取り組む必要があるということにはなるかもしれません。ですが、一番中心として考えていくべきなのは、これから育っていく小さな子どもの対策になるのだと思います。それが積み上がって何十年後に8020の達成という目的に繋がっていく形になるのだと思います。確かに小田委員ご指摘のような課題もあるのかも知れませんが、次の歯科保健構想策定の際にももう少しメリハリを付けたような形も必要なのかもしれません。

- 山本副会長 資料2の1ページに歯科保健構想の目標が載っていますが、この三つの課題をメインに進めていくことになります。ただ、これだけ進めて行けば改善するわけでありませぬので、この周りからも取り組んでいかなければならないということです。
- 小田委員 それは理解できますが、参加する人の割合が全体に対して少なければ、効果は薄いのではないのでしょうか。例えば、フッ化物の塗布にしても、全部の市町村で実施できなくても、どこか市町村を絞って、例えば少なくとも半分以上の人が実施できるようにした方がよいのではないのでしょうか。そのような形で重点的に事業を実施しないと、効果が出ているのかどうなのかわからないのではないのでしょうか。
- 山本副会長 フッ化物塗布に限って言えば、1歳半、3歳時の健診を利用して実施しているので、かなりのパーセンテージで受けているものと思われます。
- 小田委員 フッ化物塗布については、実際にどれぐらいの人が受けているのか。
- 小関会長 1歳半、3歳児で乳幼児歯科健診を受けるのは9割以上で、フッ化物塗布については、この健診に併せて実施していますので、フッ化物塗布の実施市町村に関しては9割以上の子どもがフッ化物の塗布を受けていると認識しています。仙台市は平成21年度からフッ化物塗布を実施していないということですが、それ以外の人口の多い市町村に関しては、取り組みは進んでいると考えております。
- 八巻主任 昨年度モデル事業を実施した南三陸町では、健診と別な日にフッ化物の歯面塗布を実施していますが、それでも参加割合は7割ぐらいとなっています。健診と同時実施だとほとんどの方がお受けいただく形で、2歳半健診とか3歳健診は健診の実施率自体が9割を超えていますので、多くの方にお受けいただいていると認識しています。
- 本木次長 小田委員の仰るように、現在はライフステージに応じたいろいろな事業を希望する市町村で実施していくというスタイルなのですが、特定の市町村とか地域で総合的に取り組んでいく方法も必要になるかもしれません。その辺りも、来年度以降の歯科保健構想の見直しの際にご議論いただければと思います。
- 横山委員 お願い事項ですが、これまでの傾向を見ますと、市町村の担当者の熱意によって市町村の取り組み方が全く違ってくると思っております。また、住民の方も、歯が1本、2本抜けたら癌になるということであれば驚いて真剣に考えますが、むし歯の痛みがなくなれば忘れてしまうということも歯科に見られる傾向と考えますので、県から市町村職員への指導をよろしくお願いしたいと思います。
- 小関会長 非常に重要なところだと思います。県は市町村をリードする立場にあるので、その仕組みをしっかりとして欲しいというご要望でした。そのように進めていければと思います。それでは、乳幼児フッ化物集団塗布モデル事業については、このような形で来年も進めていきたいと思っております。次に、口腔機能育成者資質向上化事業ですが、資料2-1のとおりマニュアルを作成し、そのマニュアルに準じて講習会を開催していくということを考えております。
- 山本副会長 口腔機能育成者資質向上化事業の講習会には歯科医師も参加してよろしいか。
- 小関会長 もちろん参加して構いません。これまでの講習会にも歯科医師の先生にも参加いただいておりますので、特に問題ありません。どうぞ、ご参加願います。
- それでは、次に、歯ピカピカマズカフェについて、これは今年の2回から4回に増やし、フッ化物の塗布なども併せて事業を展開するというのでしょうか。
- 奥谷委員 そのとおりです。

山本副会長 歯ピカピカマズカフェについては、フッ化物の塗布まで実施していただけるということですが、歯科医師の協力がないとフッ化物の塗布の実施は難しいと思われますので、主体に歯科医師会と連携と入れていただいた方が対外的に良いと思われます。歯科医師がいないところでフッ化物の塗布を行うように誤解を招いたり、疑問を持たれたりしても困るのではないのでしょうか。

事務局 追加について了解。

小関会長 それでは、次の4、5歳児むし歯総合対策強化事業についてですが、これに関しては3歳までは市町村で歯科健診があり、それから就学前の3歳から6歳までの歯科健診はそれぞれの幼稚園、保育所において行われています。この幼稚園、保育所の健診は、園医の先生に全て任されてしまっていて、この年代のむし歯予防を全体的にコントロールできていないという課題がありますので、この狭間のところをしっかりと押さえるために実施する事業です。まずは、現状がわからなければいけないだろうということで、現状把握のため、仙台市が先行的に実施していますが、統一健診票でデータベースを作っておりますので、それと同じような形で進めていければと考えています。それから今年から乳幼児歯科健診の標準化を県で進めておりますので、その具体的な成果を出すためのデータの統合事業及びそれを活用し地域の健診の向上に繋げる啓発活動を展開するという事業となっています。その次の、歯つつファミリーコンクールの実施は継続事業となっています。それから、子ども家庭課の事業ですが、妊娠中からの歯科保健事業についても、継続して進めていくこととなっております。乳幼児関係は、6つの事業が出ていますが、このとおり予算要求していくということによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

小関会長 それでは学齢期の事業に入りますが、学齢期については、学校歯科保健の方でカバーしていますので、その底上げというような取り組みが中心となってきます。児童・生徒を対象とした体験学習については、児童、生徒を歯科医師会館に招いて歯の学校に参加していただき、600名程度を対象に健康教育を行う事業です。それから学校歯科保健推進者養成講習会で、一部組み替えを行うということですが、私立学校も含めるということでしたでしょうか。簡単に説明をお願いします。

大内委員 今まで学校歯科保健の事業については、公立学校のみ対象としていましたが、私立学校も含めて一様に歯科保健について伝達していくことが必要ではないかと学校歯科保健担当の山形常務から提案があり、みやぎ8020運動推進検討会の方で検討し、今回このような形で提案させていただいています。

小関会長 学齢期については、このような形で進めていきたいと思えます。それでは、次に成人期の対策となりますが、お口の健康相談、県民公開講座、歯科保健推進員養成講座については、養成講座で一部組み替えがありますが、おおむね平成21年度に引き続き実施ということになります。歯科保健推進員養成講座についての組み替えについては、今まで6回で1セットだったものを前半、後半に分けるといふことなのではないでしょうか。

大内委員 講座自体が1日で終わるような仕組みを予定しています。従来は全6回のコースに毎回参加していただいていたのですが、より参加しやすい仕組みに変え、参加者も増やしたいと考えています。

小関会長 参加者の間口を増やして、啓発活動の幅を広げるといふような内容に組み替えるということですね。次の市町村成人歯科健診モデル事業についてですが、これは全市町村で歯周疾患検診を実施するという目標がありますので、その目標の達成のために歯周病予防教室、歯周病相談などで啓発活動の間口を広げるといふことと、日本歯科医師会の作成した簡便な歯科健診手法を推し進め

る事業ということとなります。これに関しては何かございますでしょうか。

山本副会長 市町村成人歯科健診モデル事業については、先ほどのケースとは逆に歯科衛生士会の協力が無いと実施できないこととありますので、こちらの主体にも歯科衛生士会と連携と入れていただきたい。本当は保健師等とも連携が必要ではあるのですが、スタートは歯科衛生士からと考えていますので、よろしくをお願いします。

事務局 追加について了解。

小関会長 次は、高齢期・障がい児（者）の対策となります。継続実施の要介護者の口腔ケア研修会と、先ほどの成人期で説明がありました新規事業の市町村成人歯科健診モデル事業となりますが、横山委員から何か意見はございますか。

横山委員 高齢者の口腔ケアについてですが、私のところの施設では幸い歯科医師の先生のご協力をいただき、ご指導をいただいているところですが、他の施設の状況をお聞きすると、ご指導いただいた時の金銭的な負担でためらっているところもあるようです。高齢者の口腔ケアを実施しますと介護保険の方で1点の請求ができることになっており、1人1ヶ月1点で、50人の施設だと年間6000円になりますが、この金額では赤字になりますので、口腔ケアの導入に躊躇しているところもあるようです。私どもとすれば、虫のいい話になりますが、歯科医師の先生からご協力をいただけたらなという思いはあります。ですが、いろんな面で歯科医師の先生からご理解とご協力をいただいていることは付け加えさせていただきます。

小関会長 最後に、歯科保健事業の検討・助言体制についてですが、歯科保健推進協議会については、年2回に増やし、歯科保健構想についてしっかりと議論を進めていきたいと考えています。また、みやぎ8020運動推進検討会については、詳細な事業の立案に加え、歯科保健構想についても考えていかなければなりませんので、事務局案のとおり実施していきたいと考えています。また、今年度スタートしました歯科保健推進アドバイザーについても継続して設置していきたいと考えております。

それでは、平成22年度の歯科保健事業については、事務局案のとおり要求していくということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

小関会長 ありがとうございます。その他として、委員の皆様、事務局で何かありますでしょうか。

事務局・各委員 特になし

小関会長 それでは本日の議事を終了いたします。皆様のご協力どうもありがとうございました。

5 閉会

司会者 本日は、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、協議会を終了させていただきます。

(終了)